

議案第109号

三田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

三田市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成24年12月3日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市下水道条例の一部を改正する条例

三田市下水道条例(昭和60年三田市条例第6号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 公共下水道の使用(第8条―第17条)」を

「第3章 公共下水道の使用(第8条―第17条)

に改める。

第3章の2 公共下水道の基準(第17条の2―第17条の4)」

第1条中「管理及び使用」を「管理、使用及び構造上の基準」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 公共下水道の基準

(公共下水道の構造の技術上の基準)

第17条の2 法第7条第2項に規定する公共下水道の構造の技術上の基準は、次条及び第17条の4に定めるところによる。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第17条の3 公共下水道の排水施設(これを補完する施設を含む。)の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 堅固で耐久力を有する構造とする。

(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置を講ずるものとする。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

(3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずるものとする。

(4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置を講ずるものとする。

(5) 地震によつて下水の排除に支障が生じないよう地盤の改良、可とう継手の設置その他の規則で定める措置を講ずるものとする。

(6) 排水管の内径及び排水きよの断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることが

できるものとする。

(7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置を講ずるものとする。

(8) 暗きよその他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置を講ずるものとする。

(9) 暗きよである構造の部分の下水の流路の方向又はこう配が著しく変化する箇所その他管きよの清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設ける。

(10) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設ける。

(適用除外)

第17条の4 前条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

(1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道

(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。